

議案第 21 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 三田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年三田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第12項」を「第11項」に改める。

(三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条 三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第12項」を「第11項」に改める。

(三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第5条 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「第12項」を「第11項」に改める。

(三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部改正)

第7条 三田市遊技場等の建築規制に関する条例(平成10年三田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号エ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第8条 三田市遊技場等の建築規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3号エ中「第12項」を「第11項」に改める。

(三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第9条 三田市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年三田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。